

職員の資格取得及び自主研修補助等に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人星谷会の職員が資質の向上をはかり、利用者の処遇の向上に役立てる目的で資格取得及び自主研修を奨励し、その経費の一部を補助することを目的とする。

(補助の対象となる研修等)

第2条 補助の対象となる研修は次のとおりとする。ただし、事業所管理者が認めたものに限るものとする。また、複数年度にわたる研修の場合は、年度毎対象とする。

- (1) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士資格取得のための研修等
- (2) 介護職員初任者資格取得のための研修等
- (3) 社会福祉主事資格取得養成講習等
- (4) 日本知的障害者福祉協会が実施する知的障害援助専門員通信教育
- (5) その他、法人が運営する業務に関する必要な研修で理事長が認めるもの

(補助の内容)

第3条 前条に掲げる補助の内容は、下記の通りとする。

- (1) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士については、養成講習受講料
- (2) 介護職員初任者養成講習受講料
- (3) 社会福祉主事資格取得養成講習受講料
- (4) 知的障害援助専門員通信教育受講料
- (5) 研修受講料及び交通費、宿泊費等

(補助対象者)

第4条 法人が雇用している職員を補助の対象とする。

(補助の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、あらかじめ管理者に研修計画を提出しなければならない。

- 2 研修終了後に、研修要項及び領収書を添えて理事長に補助申請するものとする。
- 3 希望者の中から管理者が推薦し、理事長が決定する。

(補助の交付)

第6条 理事長が決定した職員に対し、できるだけ速やかに交付するものとする。

- 2 1人に対して1研修を補助対象とし、自己負担した研修費用（研修参加費及び宿泊の要あるときは宿泊費等）の総額を限度に支給する。
- 3 年度対象は当該年度充当できる補助額の範囲内で行うものとし、補助額は毎年度400,000円を超えないものとし、1人の職員に対して重複しないものとする。

4 補助決定額は、当該年度に申請された職員の研修費用総額を1人当たりの按分比率により得た率に申請額を乗じて得た額とする。ただし、1人当たり交付額は第2項に規定にかかわらず100,000円を超えないものとする。

(交付の時期)

第7条 補助金の交付は、毎年度3月とする。

(不服申し立て)

第7条 この決定に不服のある者は、理事長に不服理由を添えて申し出ることができるものとする。

付 則

この規則は、平成22年10月1日より施行する。

この規程は、平成27年6月1日改定し、平成27年4月1日遡及して適用する。

理事長	部長	課長

社会福祉法人星谷会
理事長 安藤 浩己 殿

申請者
所属 _____
氏名 _____ 印

自主研修補助申請書

次のとおり、自主研修補助を申請します。

研修名	
研修先	
費用総額	
添付書類	

標記研修の該当の可否	自主研修補助規程第2条 項に 該当 ・ 該当せず		
所属長の推薦の有無	有 ・ 無		
理事長の承認の有無	平成 年 月 日 承認 有・無 無のときの対応		
交付決定の有無	有・無	交付決定額	円
備考等			